平成２７年（フ）第３１１号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第７地割43番地４エトワール石川202、開始決定時の住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第５地割55番地17
破産者　武田　年幸
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７２３号
仙台市太白区人来田２丁目23番10号、破産手続開始決定時の住所仙台市太白区柳生５丁目３番地の１　アルフォートシティ205
破産者　太田　弘子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７９６号
仙台市太白区人来田２丁目23番10号、破産手続開始決定時の住所仙台市太白区柳生５丁目３番地の１　アルフォートシティ205
破産者　太田　正
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８２号
埼玉県さいたま市西区三橋６丁目1718番地16、開始決定時の住所茨城県日立市日高町３丁目27番２号
破産者　鈴木　寿彦
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１３９１号
埼玉県戸田市上戸田１丁目６番６号　（梅田コーポ103号室）
破産者　山中　亨
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９９号
さいたま市岩槻区本町３丁目17番11号　ブリーズ岩槻203号室
破産者　横田　稔
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５０４号
埼玉県川口市西青木５丁目11番13号　石井マンション303号
破産者　佐々木　武
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
長野市丹波島３丁目798番地２　メーラカーザＢ201
破産者　松岡　隆央
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
静岡県牧之原市松本56番地
破産者　沖　起巳代
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３２号
静岡市葵区大岩本町７番30号、旧住所静岡市駿河区馬渕１丁目８番15号
破産者　御前　雅子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３３号
静岡市葵区大岩本町７番30号、旧住所静岡市駿河区馬渕１丁目８番15号
破産者　御前　烈
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８２号
静岡県焼津市三ケ名107番地の１　プチメゾンＫ102号、開始決定時住所静岡県焼津市三ケ名400番地の７
破産者　渡邉由喜男
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２７５号
大阪府門真市岸和田３丁目16番14―202号
破産者　種子　喜登
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３９０号
大阪府寝屋川市成田西町１番34号　(101号)、前住所大阪府寝屋川市三井南町30番５―1006号
破産者　幸地　光敏
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６８９号
大阪府茨木市田中町13―22　プランドール高間202号、開始決定時大阪府茨木市豊原町９番20―705号
破産者　亀山　延慶
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０４４号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目37番地の４、前住所兵庫県尼崎市東園田町８丁目70番地　エスト東園田　705号
破産者　栗原　美香（旧姓谷口・大屋）
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５号
大阪市平野区瓜破西２丁目７番49―711号
破産者　笹川眞由美
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９４号
大阪府堺市中区陶器北817番地１　アルカンシエルＩ棟202号、開始決定時大阪市住吉区庭井２―11―12
破産者　山田　一茂
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部